

第 1 回課徴金専門調査会において出された主な御意見

1. 制度の趣旨・目的

- ・各論点は相互に関連する。後から各論点の議論が迷走することのないよう、課徴金制度の趣旨・目的を最初にしっかり議論すべきである。
- ・課徴金制度の主たる趣旨・目的は不当表示の抑止による消費者被害の発生・拡大の防止であるべきである。しかし、これに加えて、課徴金財源の用途に関し、適格消費者団体や特定適格消費者団体が消費者被害の回復を目的とする訴訟の遂行のために財源を使える枠組みを検討すべきであり、またその他、消費者全体の利益確保のために課徴金財源を生かすということも、是非、目的に加えて議論して頂きたい。
- ・不当表示の品物を買った事案でセンターが斡旋しても、表示の修正だけで返金はされないことが多いのが現実であり、被害の回復には程遠い。いかに消費者利益に資する制度にするかが重要である。

2. 要件

- ・平成 20 年改正法案では不実証広告規制が対象外だったが、事業者が資料提出を拒めば課徴金から逃れられることになる。不実証広告規制は、対象とする方向で検討すべきである。
- ・平成 20 年改正法案では故意・重過失を要件としているが、消費者庁による摘発の現場で、うっかり表示を間違えた軽過失か重過失かで争いとなった場合、うまく認定できるのか、これでワークするか疑問である。軽過失までならば不当表示の客観的内容自体から何とか認定出来る可能性があると思われるが、重過失を要件とすることは、課徴金制度の執行力を低下させる懸念があり、絶対に避けるべきである。
- ・大手の善良な事業者であっても不当表示で重大な問題が生じることがある。善良な事業者であればよいという訳ではないので、きちんと整理すべきである。

3. 裁量性

- ・事業者の予測可能性、課徴金制度の透明性・公平性、執行の迅速性の観点で、完全な裁量性を認めることには慎重に考えるべきである。ただ、一定の一律公平な客観的要件の下で、例えば事業者が非常に小規模、あるいは賦課される課徴金の予測額が非常に僅少である場合等は敢えて課徴金を賦課しないという例外基準を設けることは検討されて良いと考える。

- ・課徴金の加算・減算措置については、是非、御検討頂きたい。

4. その他

- ・産業界の意見をしっかり聞くべきである。悪質な事業者は市場から排除すべきだが、善良な事業者が萎縮してしまう制度となれば、国民にとってもマイナスである。景表法の影響範囲は食品にとどまらない。産業界の納得、できれば賛同を得ることができれば望ましい。
- ・行政手法研究会には含まれていた事業者の委員が今回はいないので、ヒアリング等で意見を聴取していくべきである。
- ・課徴金制度では、金額算定のためにどのような資料を集めているのか、どのように主観的な要件を認定しているのかなど、現場の問題が大きい。他の制度で課徴金制度の運営に携わっている行政機関職員（公取委、金融庁等）の方からのヒアリングを行ってはどうか。

5. 質問と確認事項

- ・平成 20 年改正法案が廃案となった後に法律が公取委から消費者庁に移管されたが、それによって制度の趣旨・目的等に影響はあるか。
⇒平成 20 年改正法案は、公取委時代には独禁法の特別法として競争法であった景表法が、消費者庁に移管されることとなり、消費者法体系の中でその在り方が全面的に見直されるとの理由により廃案とされた経緯がある。従って、公取委による法案をなぞるだけではこの調査会の存在意義は無いのであって、そのような不連続の部分は当然の前提としていただいて良いと考える。むしろ、平成 20 年法案をどのように変えていくのか、ということこそ、この調査会で討議していただきたい（消費者庁）。
- ・本日、論点として提示された問題点以外に、委員の側から新たな論点を提示することは認められるのか。
⇒是非出していただきたい（事務局）。

以上